



## ★ニュース・ラインアップ★



直近の労働新聞の記事をポイント掲載いたしました。

### 1. 労働時間管理 過少申告防止へ指導強化を (2026/01/26)

ゼネコンのホワイトカラー層で組織する日本建設産業職員労働組合協議会(青山敏幸議長)は、時間外労働の上限規制を守ろうとする意識が労働者の忖度・自粛による過少申告につながっているとして、厚生労働省に臨検時の指導強化を要請した。要請書を手交した際の意見交換の場では「働き方改革がさらに進むよう、規制緩和の制度設計を検討いただきたい」と伝えている。「働きがい」の観点から、規制緩和を望む組合もある。

### 2. 労災保険見直し 遺族補償年金の男女差解消 (2026/01/26)

労働政策審議会は1月14日、遺族(補償)等年金における支給要件の男女差解消のほか、保険給付請求権の消滅時効期間の延長などを柱とした労災保険制度の見直しに関する報告をまとめ、厚生労働大臣に建議した。男女差解消に当たっては、夫のみに課されている年齢などの支給要件を撤廃する。保険給付請求権については、迅速な保険給付が困難な脳・心臓疾患や精神障害、石綿関連疾病などを原因として休業補償給付や療養補償給付などを請求する場合、消滅時効期間を従来の2年から5年に延長するのが適当とした。厚労省は建議に基づき、労災保険法改正案要綱を作成する。

### 3. 就業規則 “割増率” 主眼に自主点検 (2026/02/02)

長野労働基準監督署(森孝行署長)は、月60時間を超える時間外労働に対する割増率が就業規則に記載されていない事例が散見されるとして、実態把握と法令内容の周知を主眼とした自主点検に乗り出す。点検結果は今後の集団指導の計画の参考にするほか、改善が必要とみられる事業場には臨検監督も視野に入れた対策を講じる。令和5年4月から、中小企業にも月60時間超の時間外労働に対する割増率を5割以上とする規定の適用が始まったが、依然として法令を知らない例がみられ、是正勧告に至るケースも多いという。

### 4. 令和7年送検状況 前年から5割増え95件 (2026/02/16)

大阪労働局(高橋秀誠局長)と管下13の労働基準監督署による令和7年の送検が、前年から5割以上増え、95件に上ったことが分かった。フォークリフトの無資格運転をはじめとした就業制限や、過重労働に関する違反が顕著に増加している。同労働局は「繰返しの違反が確認された事案を積極的に司法処分した」と話しており、事前送検に至るケースもあった。送検の対象とする事案の範囲を拡大させたとみられる。賃金不払い事案も伸びている。背景には、労働者からの告訴や申告の増加がある。

# ★今年度の都道府県別健康保険料★

2026年3月からの保険料

令和8年3月からの協会けんぽ健康保険料率・介護保険料率改定の都道府県別保険料が発表されました。

本年3月分(4月納付分)からの適用となります。



令和8年度の健康保険料率は、令和7年度と比較して、引下げが、40都道府県引上げが、7県となり全体としては引下げ傾向が強い改定内容となっています。以下、関東の各支部の保険料率です。

|      | 健康保険   | 介護保険   |
|------|--------|--------|
| 千葉県  | 9.73%↓ | 1.62%↑ |
| 東京都  | 9.85%↓ |        |
| 神奈川県 | 9.92%→ |        |
| 埼玉県  | 9.67%↓ |        |
| 茨城県  | 9.52%↓ |        |

## ・子供・子育て支援金率について

令和8年度からは「子ども・子育て支援金」に関する保険料負担も段階的に導入されます。政府が示している被用者保険者の支援金率は、

0.23% (令和8年5月納付分から追加)

とされており、今後は健康保険料・介護保険料に加え、新たな社会保険料負担が発生します。

今後、給与計算や社会保険料の控除額が変わるため、注意が必要です。

健康保険についてお気軽にお問合わせ下さい。

ベイリーフ労務管理事務所

043-222-5337

## ★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ★

第171回

従業員が裁判員に選ばれたら？

Q、当社の社員が裁判員制度の裁判員に算出されたとの報告がありました。会社として対応を教えてください。

A、裁判員等<sup>※1</sup>に選ばれた場合に必要な休暇の取得は法律で認められています。

従業員が裁判員等<sup>※1</sup>に選ばれた場合  
年休とは別に裁判員等の職務に必要な休暇  
の取得が法律で認められています。

その休暇を有給休暇とするか無給休暇とするかは各企業の判断に委ねられています。

従業員が裁判員としての職務を行うための  
休暇を取得したことなどにより、解雇その他  
不利益な取り扱いをすることは禁止されて  
います。



※1「裁判員等」とは裁判員候補者、裁判員、補充裁判員を指します

## ★ベイリーフの庭から★

・ ・ ・ 編集後記 ・ ・ ・

寒かったり春が来たように暖かだったり気候が安定しませんね。本来2月は一番寒かったように思いますがこれも温暖化の影響でしょうか？

花粉も飛び始めていますからご用心。毎年のこと、涙目と鼻水とを処方されたお薬で乗り切ります。

・ ・ 発行・制作 ・ ・ ・



ベイリーフ労務管理事務所

〒260-0853

千葉市中央区葛城 3-7-30

TEL 043-222-5337 FAX 043-225-1317

E-mail office.bayleaf@gmail.com

<https://www.officebayleaf.com>